

N o 3－2 医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱 新旧対照表

新	旧
令和 <u>7</u> 年度医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱	令和 <u>6</u> 年度医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱
第1～2条 (略)	第1～2条 (略)
(補助申請者の要件)	(補助申請者の要件)
第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。 (1) 高知県内の医療機関又は教育関連機関に在籍する令和 <u>7</u> 年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者 (2)～(4) (略)	第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。 (1) 高知県内の医療機関又は教育関連機関に在籍する令和 <u>6</u> 年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者 (2)～(4) (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
(補助申請)	(補助申請)
第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。	第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。
2 補助対象期間は令和 <u>7</u> 年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。	2 補助対象期間は令和 <u>6</u> 年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。
第6条～8条 (略)	第6条～8条 (略)
(振込口座等)	(振込口座等)
第9条 機構が補助金の振込先口座として使用する口座は、所属医療機関又は教育関連機関の口座又は当該補助金事業名と申請者名が併記された口座とする。 <u>ただし、これにより難い場合は、申請者名の口座とするこ</u>	第9条 機構が補助金の振込先口座として使用する口座は、所属医療機関又は教育関連機関の口座又は当該補助金事業名と申請者名が併記された口座とする。

新	旧
<u>とができる。</u>	
第10条～12条 (略)	第10条～12条 (略)
附 則	附 則
1 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から施行する。	1 この要綱は、令和 <u>6</u> 年4月1日から施行する。
2 令和 <u>7</u> 年度補助額は、令和 <u>7</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。	2 令和 <u>5</u> 年度補助額は、令和 <u>6</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。
(別表) (略)	(別表) (略)
第1号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>第1号様式</u>
第2号様式 <u>(その1) 年度の変更、申請者欄に名称の記載箇所を追加</u>	<u>第2号様式</u>
第2号様式 <u>(その2) 様式を追加</u>	
第3号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加、様式及び添付書類の記載を変更</u>	<u>第3号様式</u>
第4号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>第4号様式</u>
第5号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>第5号様式</u>
(別紙1) 変更なし	(別紙1)
(別紙2) 変更なし	(別紙2)
(別紙3) 変更なし	(別紙3)
(別紙4) 変更なし	(別紙4)
(別紙5) 変更なし	(別紙5)
(別紙6) <u>自己評価の記載方法をチェックボックスに変更</u>	(別紙6)
(別紙7) 変更なし	(別紙7)
(別紙8) 変更なし	(別紙8)